

○総務省令第 号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第三十四条第二項及び第六項の規定に基づき、電気通信事業法施行規則及び第二種指定電気通信設備接続会計規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 村上誠一郎

電気通信事業法施行規則及び第二種指定電気通信設備接続会計規則の一部を改正する省令

（電気通信事業法施行規則の一部改正）

第一条 電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に一重下線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動する。

改 正 後							改 正 前						
様式第17の4の8（第23条の9の3関係） 1 貸借対照表に計上された額の合算							様式第17の4の8（第23条の9の3関係） 1 貸借対照表に計上された額の合算						
	（電気通信事業者の別）		（電気通信事業者の別）		計	備考		（電気通信事業者の別）		（電気通信事業者の別）		計	備考
	貸借対照表の額	相殺消去	貸借対照表の額	相殺消去				貸借対照表の額	相殺消去	貸借対照表の額	相殺消去		
資産の部							資産の部						
〔Ⅰ 略〕							〔Ⅰ 同左〕						
Ⅱ 流動資産							Ⅱ 流動資産						
〔Ⅰ～11 略〕							〔Ⅰ～11 同左〕						
12 その他の流動資産							12 繰延税金資産						
〔略〕							13 その他の流動資産						
流動資産合計							〔同左〕						
流動資産合計							流動資産合計						
〔Ⅲ 略〕							〔Ⅲ 同左〕						
資産合計							資産合計						
負債の部							負債の部						
〔Ⅰ 略〕							〔Ⅰ 同左〕						
Ⅱ 流動負債							Ⅱ 流動負債						
〔Ⅰ～9 略〕							〔Ⅰ～9 同左〕						
10 前受金							10 繰延税金負債						
〔略〕							11 前受金						
11～16 〔略〕							12～17 〔同左〕						
流動負債合計							流動負債合計						
負債合計							負債合計						
純資産の部							純資産の部						
〔Ⅰ・Ⅱ 略〕							〔Ⅰ・Ⅱ 同左〕						
Ⅲ 株式引受権							Ⅲ 新株予約権						
Ⅳ 新株予約権													
純資産合計							純資産合計						
負債・純資産合計							負債・純資産合計						
〔注1～5 略〕							〔注1～5 同左〕						
〔2 略〕							〔2 同左〕						

備考 表中の「」の記載は定記である。

（第二種指定電気通信設備接続会計規則の一部改正）

第二条 第二種指定電気通信設備接続会計規則（平成二十三年総務省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののよう改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後		改 正 前	
(勘定科目、貸借対照表及び損益計算書に関する規定の適用) 第四条 事業会計規則第五条第一項前段の規定は、事業者に準用する。この場合において、<u>同項前段中「別表第二の様式により貸借対照表、損益計算書その他の財務諸表（指定電気通信役務損益明細表については指定電気通信役務提供事業者に限り、移動電気通信役務損益明細表については法第三十条第一項の規定により指定された電気通信事業者に限る。）」とあるのは、「別表第二様式第一による貸借対照表及び同表様式第二による損益計算書」と読み替えるものとする。</u> (資産及び負債・純資産に関する規定の準用) 第七条 事業会計規則第二章の規定は、接統会計財務諸表の作成について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。		(勘定科目、貸借対照表及び損益計算書に関する規定の適用) 第四条 事業会計規則第五条第一項前段の規定は、事業者に準用する。この場合において、<u>同項前段中「別表第一」とあるのは「事業会計規則別表第一」と、「別表第二の様式により貸借対照表、損益計算書その他の財務諸表（指定電気通信役務損益明細表については指定電気通信役務提供事業者に限り、移動電気通信役務損益明細表については法第三十条第一項の規定により指定された電気通信事業者に限る。）」とあるのは「事業会計規則別表第二様式第一による貸借対照表及び同表様式第二による損益計算書」と読み替えるものとする。</u> (資産及び負債・純資産に関する規定の準用) 第七条 「同上」	
第十一条 電気通信事業と電気通信事業以外の事業又はドメイン名関連事業とドメイン名関連事業以外の事業とに共用される固定資産は、適正な基準によりそれぞれの事業の勘定に整理しなければならない。ただし、その基準によつて整理することが著しく困難な場合は、その全部を主たる用途の事業の勘定に整理することができる。	第十一条 電気通信事業と電気通信事業以外の事業又はドメイン名関連事業とドメイン名関連事業以外の事業とに共用される固定資産は、適正な基準によりそれぞれの事業の勘定に整理しなければならない。 2 ニ以上の種類（<u>第二種指定電気通信設備</u>接統会計規則別表第二の役務の種類）の欄に掲げる種類をいう。）の電気通信役務に共用される固定資産は、適正な基準によりそれぞれの役務の勘定に整理しなければならない。 3 前二項の場合において、当該基準によつて整理することが著しく困難なときは、その全部を主たる関連を有する事業の勘定又は役務の勘定に整理することができる。	第十一条 「同上」	第十一条 電気通信事業と電気通信事業以外の事業又はドメイン名関連事業とドメイン名関連事業以外の事業とに共用される固定資産は、適正な基準によりそれぞれの事業の勘定に整理しなければならない。 2 ニ以上の種類（<u>別表第二</u>の役務の種類）の欄に掲げる種類をいう。）の電気通信役務に共用される固定資産は、適正な基準によりそれぞれの役務の勘定に整理しなければならない。 3 前二項の場合において、当該基準によつて整理することが著しく困難なときは、その全部を主たる関連を有する事業の勘定又は役務の勘定に整理することができる。
(収益及び費用に関する規定の適用) 第八条 事業会計規則第三章の規定は、接統会計財務諸表の作成について準用する。この場合において、<u>事業会計規則第十五条の見出し中「関連収益及び関連費用」とあるのは「関連費用及び関連収益」と、同条第一項から第三項までの規定中「収益及び費用」とあるのは「費用及び収益」と、同項中「別表第二様式第15の表及び様式第16の表」とあるのは「第二種指定電気通信設備接統会計規則別表第三」と、「別表第二に掲げる基準」とあるのは「同表に掲げる基準」と読み替えるものとする。</u> 別表第一（第5条及び第6条関係） [略] [1～4 略]		(収益及び費用に関する規定の適用) 第八条 事業会計規則第三章の規定は、接統会計財務諸表の作成について準用する。この場合において、<u>同章の規定中「関連収益及び関連費用」とあるのは「関連費用及び関連収益」と、「収益及び費用」とあるのは「費用及び収益」と、「別表第一」とあるのは「事業会計規則別表第一」と、「別表第二様式第14の表から様式第16の表まで」とあるのは「別表第三」と、「別表第二に掲げる基準」とあるのは「別表第三に掲げる基準」と読み替えるものとする。</u> 別表第一（第5条及び第6条関係） [同左] [1～4 同左]	

5 会計上の見積りに関する注記

6～20 [略]

(記載上の注意)

1 次に掲げる注記表には、次に掲げる事項の記載を省略することかできる。

- (1) 会計監査人設置会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第11号に規定する会社をいう。以下同じ。）以外の株式会社（公開会社（会社法第2条第5号に規定する会社をいう。以下同じ。）を除く。）又は持分会社（会社法第575条第1項に規定する会社をいう。）の個別注記表 1、5、6及び8から17までに掲げる事項
- (2) 会計監査人設置会社以外の公開会社の個別注記表 1、5、6、14及び17に掲げる事項
- (3) 会計監査人設置会社であって、会社法第444条第3項に規定するもの以外の株式会社の個別注記表 14に掲げる事項

[2・3 略]

4 重要な会計方針に係る事項に関する注記は、接続会計財務諸表の作成に当たって採用する会計処理の原則及び手続（以下「会計方針」という。）に関する次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。

[(1)～(3) 略]

- (4) 収益及び費用の計上基準（事業者が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、当該事業者の主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点及び当該事業者が重要な会計方針に含まれると判断したものを含むものとする。）

[(5) 略]

[5・6 略]

7 会計上の見積りに関する注記は、次に掲げる事項とする。

- (1) 会計上の見積りにより当該事業年度に係る接続会計財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る接続会計財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるもの
- (2) 当該事業年度に係る接続会計財務諸表の(1)に掲げる項目に計上した額
- (3) (2)に掲げるもののほか、(1)に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

8 [略]

9 [略]

10 貸借対照表に関する注記は、次に掲げる事項とする。

- (1) 資産が担保に供されている場合における次に掲げる事項
ア 資産が担保に供されていること。

[イ・ウ 略]

[(2)～(12) 略]

11 [略]

12 [略]

13 [略]

14 金融商品（金融資産（金銭債権、有価証券及びデリバティブ取引により生じる債権（これ

[新設]

5～19 [同左]

(記載上の注意)

1 [同左]

- (1) 会計監査人設置会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第11号に規定する会社をいう。以下同じ。）以外の株式会社（公開会社（会社法第2条第5号に規定する会社をいう。以下同じ。）を除く。）又は持分会社（会社法第575条第1項に規定する会社をいう。）の個別注記表 1、5及び7から16までに掲げる事項
- (2) 会計監査人設置会社以外の公開会社の個別注記表 1、5、13及び16に掲げる事項
- (3) 会計監査人設置会社であって、会社法第444条第3項に規定するもの以外の株式会社の個別注記表 13に掲げる事項

[2・3 同左]

4 [同左]

[(1)～(3) 同左]

- (4) 収益及び費用の計上基準

[(5) 同左]

[5・6 同左]

[新設]

7 [同左]

8 [同左]

9 [同左]

- (1) [同左]
ア 資産が担保に供されていること

[イ・ウ 同左]

[(2)～(12) 同左]

10 [同左]

11 [同左]

12 [同左]

13 金融商品（金融資産（金銭債権、有価証券及びデリバティブ取引により生じる債権（これ

らに準ずるものを含む。)をいう。)及び金融負債(金銭債務及びデリバティブ取引により生じる債務(これらに準ずるものを含む。)をいう。)をいう。以下同じ。)に関する注記は、次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)とする。ただし、会社法第444条第3項に規定する株式会社以外の株式会社にあっては、(3)に掲げる事項を省略することができる。

〔(1)・(2) 略〕

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

15 〔略〕

16 〔略〕

17 関連当事者(会社計算規則(平成18年法務省令第13号)第112条第4項に規定する関連当事者をいう。以下同じ。)との取引に関する注記は、事業者と関連当事者との間に取引(当該事業者と第三者との間の取引で当該事業者と当該関連当事者との間の利益が相反するものを含む。)がある場合における次に掲げる事項であって、重要なものとする。注記は(1)から(8)までに掲げる区分に従い、関連当事者ごとに表示しなければならない。

(1) 当該関連当事者が会社等(会社計算規則第2条第3項第19号に規定する会社等をいう。)であるときは、次に掲げる事項

〔ア～ウ 略〕

〔(2)～(8) 略〕

18 〔略〕

19 〔略〕

20 連結配当規制適用会社(会社計算規則第2条第3項第55号に規定する会社をいう。以下同じ。)に関する注記は、当該事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となる旨とする。

21 〔略〕

22 収益認識に関する注記は、事業者が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)とする。ただし、会社法第444条第3項に規定する株式会社以外の株式会社にあっては、(1)及び(3)に掲げる事項を省略することができる。また、次に掲げる事項が4に掲げる注記すべき事項と同一であるときは、次に掲げる事項の注記を要しない。

(1) 当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

(3) 当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

23 その他の注記は、3から22までに掲げるもののほか、貸借対照表及び損益計算書により会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項とする。

別表第三 移動電気通信役務収支表の様式(第5条及び第6条関係)

移動電気通信役務収支表

事業者名_____

事業年度 自 年 月 日
至 年 月 日

(単位 円)

〔表略〕

らに準ずるものを含む。)をいう。)及び金融負債(金銭債務及びデリバティブ取引により生じる債務(これらに準ずるものを含む。)をいう。)をいう。以下同じ。)に関する注記は、次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)とする。

〔(1)・(2) 同左〕

〔新設〕

14 〔同左〕

15 〔同左〕

16 関連当事者(会社計算規則第112条第4項に規定する関連当事者をいう。以下同じ。)との取引に関する注記は、事業者と関連当事者との間に取引(当該事業者と第三者との間の取引で当該事業者と当該関連当事者との間の利益が相反するものを含む。)がある場合における次に掲げる事項であって、重要なものとする。注記は(1)から(8)までに掲げる区分に従い、関連当事者ごとに表示しなければならない。

(1) 当該関連当事者が会社等(会社計算規則第2条第3項第16号に規定する会社等をいう。)であるときは、次に掲げる事項

〔ア～ウ 同左〕

〔(2)～(8) 同左〕

17 〔同左〕

18 〔同左〕

19 連結配当規制適用会社(会社計算規則第2条第3項第51号に規定する会社をいう。以下同じ。)に関する注記は、当該事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となる旨とする。

20 〔同左〕

21 収益認識に関する注記は、事業者が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項とする。

(1) 当該事業者の主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容

(2) 前号の義務に係る収益を認識する通常の時点

〔新設〕

22 その他の注記は、3から21までに掲げるもののほか、貸借対照表及び損益計算書により会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項とする。

別表第三 移動電気通信役務収支表の様式(第5条及び第6条関係)

移動電気通信役務収支表

事業者名_____

事業年度 自 年 月 日
至 年 月 日

(単位 円)

〔表同左〕

(記載上の注意) 1 第8条の規定により読み替えて準用する事業会計規則第15条第3項に規定する基準は、次のとおりとする。 [(1)～(3) 略] [2・3 略] 別表第六 移動電気通信役務費用整理表の様式(第5条及び第10条関係) 移動電気通信役務費用整理表 事業者名 事業年度 自 年 月 日 至 年 月 日 [様式第1・様式第2 略] 様式第3 主要な配賦対象の費用項目 [表略] (記載上の注意) [1～4 略] 5 「当該費用項目の配賦基準」の欄に固定資産価額比を記載し、当該固定資産価額比の算出において一部の固定資産のみを用いる場合には、当該算出に用いた固定資産に係る固定資産区分名又は固定資産項目名を同欄に記載すること。	(記載上の注意) 1 第8条の規定により読み替えて準用する事業会計規則第15条第2項に規定する基準は、次のとおりとする。 [(1)～(3) 同左] [2・3 同左] 別表第六 移動電気通信役務費用整理表の様式(第5条及び第10条関係) 移動電気通信役務費用整理表 事業者名 事業年度 自 年 月 日 至 年 月 日 [様式第1・様式第2 同左] 様式第3 [同左] [表同左] (記載上の注意) [1～4 同左] 5 「当該費用項目の配賦基準」の欄に固定資産価額比を記載し、当該固定資産価額比の算出において一部の固定資産のみを用いる場合には、当該算出に用いた固定資産に係る固定資産区分名又は固定資産項目名を「当該費用項目の配賦基準」の欄に記載すること。
備考 表中の「」の記載及び表裏表の「」欄に繰り下つた配賦額を逐へて繰り下つたに繰り下記する。	

附 則

この省令は、公布の日から施行する。